

総合保養地域整備基本構想に関する主務大臣協議の 廃止等に係るご提案について

総務省、農林水産省、経済産業省、国土交通省
令和4年8月

総合保養地域整備法の概要

【目的】

総合保養地域整備法は、ゆとりある国民生活のための利便の実現、総合保養地域及びその周辺地域の振興を目的に昭和62年に制定。

【制度の概要】

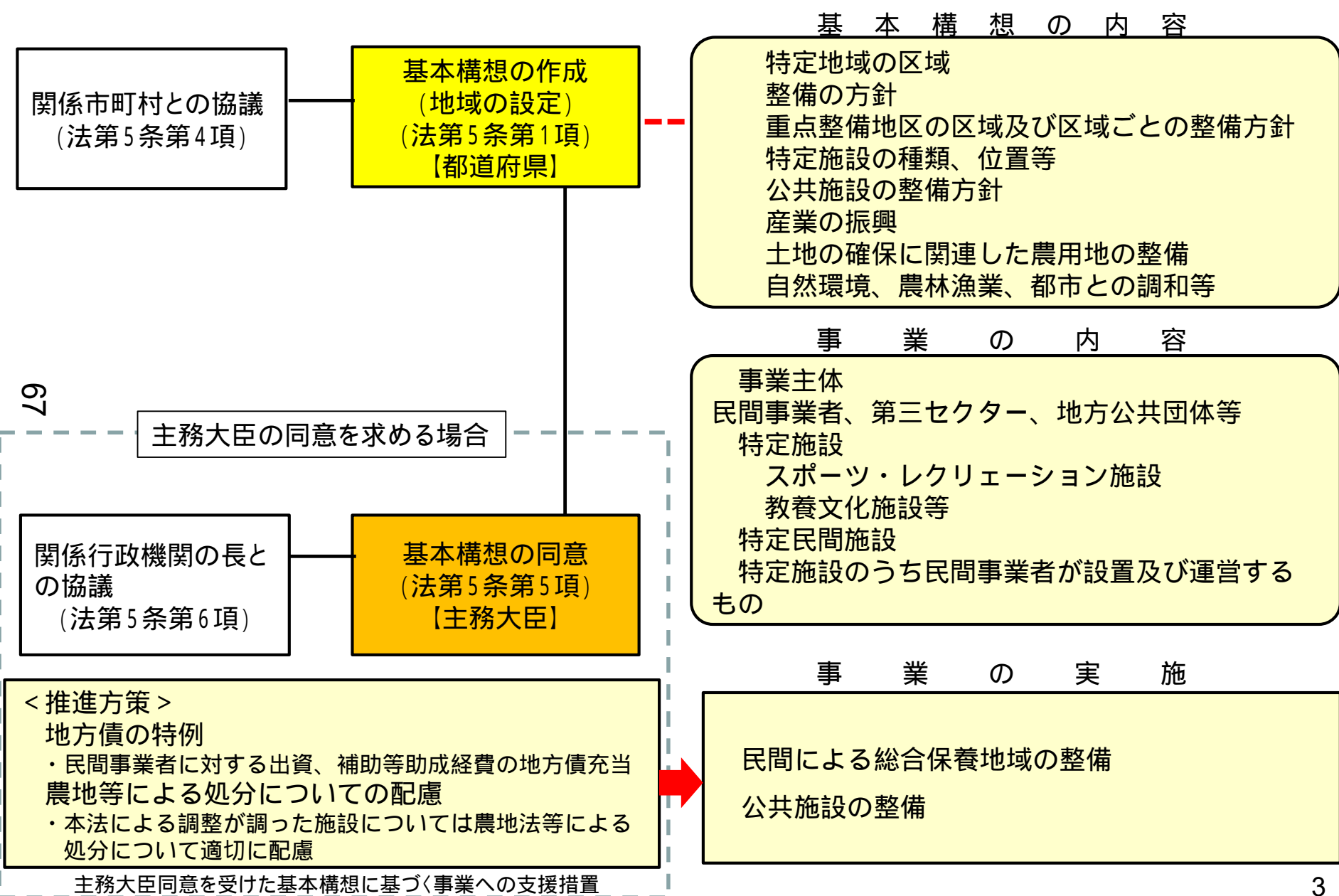
96 主務大臣(総務大臣、農林水産大臣、経済産業大臣及び国土交通大臣)は、あらかじめ文部科学大臣の意見を聴くとともに、環境大臣その他の関係行政機関の長に協議して、総合保養地域の整備に関する基本方針を定める。

都道府県は、基本方針に基づき、関係市町村に協議した上で、総合保養地域の整備に関する基本構想を作成し、主務大臣に協議し、その同意を求めることができる。

主務大臣は、基本構想につき同意しようとするときは、環境大臣その他関係行政機関の長に協議する。

主務大臣の同意を得た基本構想(同意基本構想)において区域が定められた特定地域については、国民が余暇等を利用して滞在しつつ行う多様な活動に資するための総合的な機能の整備を促進する措置が講じられる。

総合保養地域整備法における基本構想作成のフロー



基本構想の内容

特定地域の区域
 整備の方針
 重点整備地区の区域及び区域ごとの整備方針
 特定施設の種類、位置等
 公共施設の整備方針
 産業の振興
 土地の確保に関連した農用地の整備
 自然環境、農林漁業、都市との調和等

事業の内容

事業主体
 民間事業者、第三セクター、地方公共団体等
 特定施設
 スポーツ・レクリエーション施設
 教養文化施設等
 特定民間施設
 特定施設のうち民間事業者が設置及び運営するもの

事業の実施

民間による総合保養地域の整備
 公共施設の整備

関係市町村との協議
(法第5条第4項)

基本構想の作成
(地域の設定)
(法第5条第1項)
【都道府県】

主務大臣の同意を求める場合

関係行政機関の長との協議
(法第5条第6項)

基本構想の同意
(法第5条第5項)
【主務大臣】

< 推進方策 >
 地方債の特例
 ・ 民間事業者に対する出資、補助等助成経費の地方債充当
 農地等による処分についての配慮
 ・ 本法による調整が調った施設については農地法等による
 処分について適切に配慮

主務大臣同意を受けた基本構想に基づく事業への支援措置

総合保養地域整備法に基づく基本構想及び特定地域

H18.3.27構想廃止

H18.3.27構想廃止

H20.3.24構想廃止

H21.3.23構想廃止

H18.1.25構想廃止

H22.1.22構想廃止

H19.11.8構想廃止

H19.11.8構想廃止

H20.3.24構想廃止

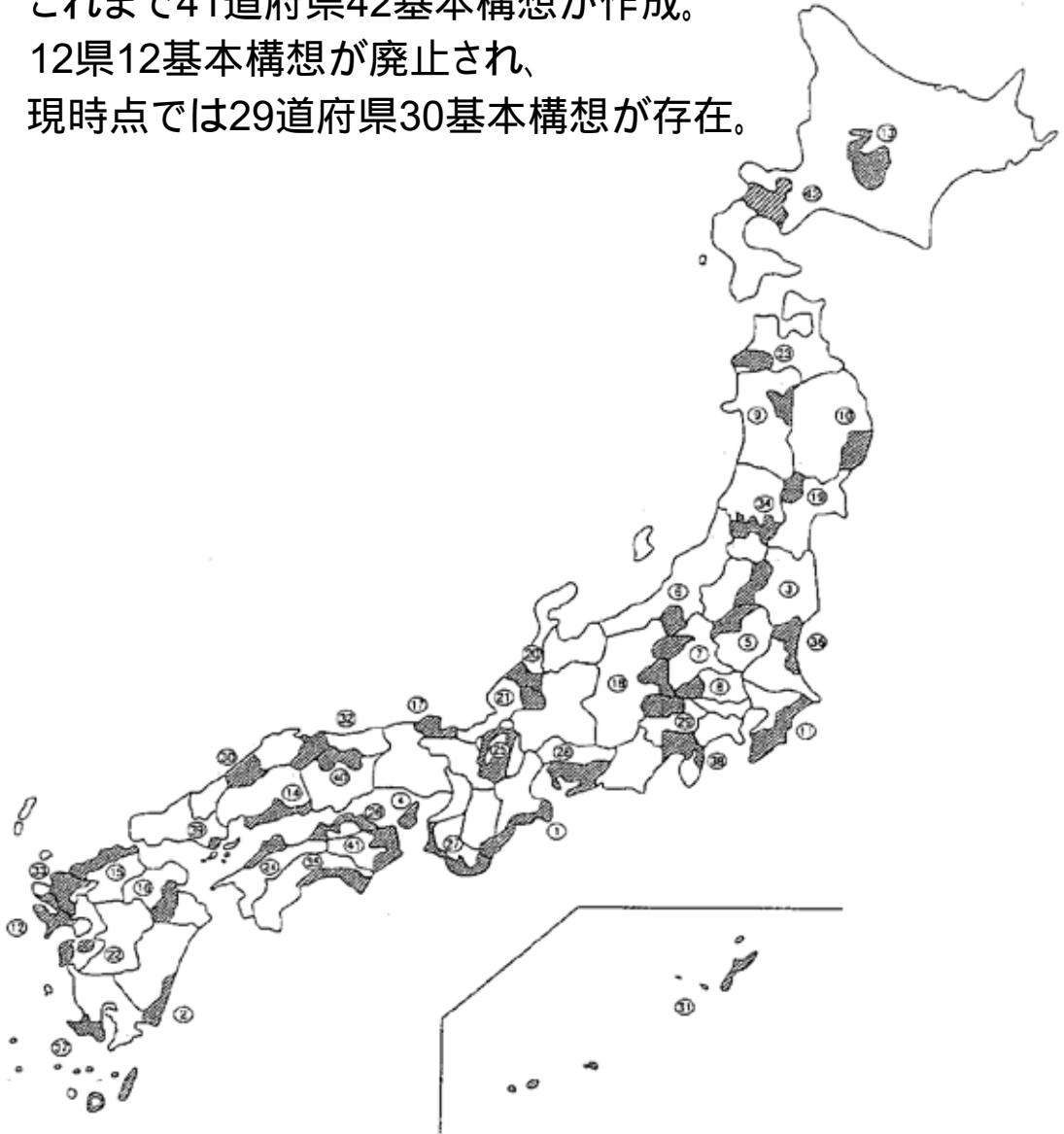
H18.1.25構想廃止

H21.3.23構想廃止

H22.1.22構想廃止

番号	道府県名 (同原年月日)	構想名 特定地域面積 / 重点整備地区面積 / 地区数
1	三重県 (S63.7.9)	国際リゾート / 三重サンパルトゾーン」構想 156,000ha / 22,000ha / 8地区
2	宮崎県 (S63.7.9)	宮崎・日南海岸リゾート構想 133,000ha / 16,000ha / 6地区
3	福島県 (S63.7.9)	会津フレッシュリゾート構想 178,000ha / 16,000ha / 9地区
4	兵庫県 (S63.10.2)	総合保養地域の整備に関する基本構想 60,000ha / 19,000ha / 9地区
5	栃木県 (S63.10.2)	日光・那須リゾートライン構想 170,000ha / 17,000ha / 8地区
6	新潟県 (S63.12.7)	雪と緑のふるさとマイ・ラブリゾート新潟構想 163,000ha / 23,000ha / 8地区
7	群馬県 (S63.12.26)	くまみりフレッシュ高原リゾート構想 175,000ha / 38,000ha / 13地区
8	埼玉県 (H1.3.10)	秩父リゾート地域整備構想 99,000ha / 12,000ha / 4地区
9	秋田県 (H1.3.30)	北緯40°シーズナルリゾートあきた構想 177,000ha / 26,000ha / 9地区
10	岩手県 (H1.3.30)	さんりく・リアス・リゾート構想 173,000ha / 22,000ha / 7地区
11	千葉県 (H1.4.18)	房総リゾート地域整備構想 178,000ha / 30,000ha / 11地区
12	長崎県 (H1.4.18)	ナガサキ・エキゾチック・リゾート構想 145,000ha / 20,000ha / 7地区
13	北海道 (H1.4.18)	北海道富良野・大雪リゾート地域整備構想 334,000ha / 27,000ha / 8地区
14	広島県 (H1.6.23)	瀬戸内中央リゾート構想 121,000ha / 20,000ha / 8地区
15	福岡県 (H1.10.4)	玄海レク・リゾート構想 143,000ha / 24,000ha / 9地区
16	大分県 (H1.10.4)	別府くじゅうリゾート構想 149,000ha / 27,000ha / 9地区
17	京都府 (H1.10.4)	丹後リゾート構想 128,000ha / 26,000ha / 8地区
18	長野県 (H2.2.6)	「フレッシュエア信州」千曲高原リゾート構想 178,000ha / 17,000ha / 6地区
19	宮城県 (H2.3.29)	栗駒・船形リフレッシュリゾート・オアシス21構想 170,000ha / 12,000ha / 4地区
20	石川県 (H2.3.29)	石川県南加賀・白山麓総合保養地域整備構想 155,000ha / 17,000ha / 6地区
21	福井県 (H2.5.28)	奥越高原リゾート構想 113,000ha / 14,000ha / 5地区
22	熊本県 (H2.6.29)	天草海洋リゾート基地建設構想 93,000ha / 7,000ha / 6地区
23	青森県 (H2.6.29)	津軽・岩木リゾート構想 159,000ha / 23,000ha / 8地区
24	愛媛県 (H2.6.29)	えひめ瀬戸内リゾート開発構想 140,000ha / 27,000ha / 10地区
25	滋賀県 (H2.12.1)	琵琶湖リゾートネットワーク構想 174,000ha / 14,000ha / 7地区
26	香川県 (H2.12.1)	瀬戸内・サンリゾート構想 110,000ha / 16,000ha / 6地区
27	和歌山県 (H2.12.1)	「燦」黒潮リゾート構想 162,000ha / 26,000ha / 7地区
28	愛知県 (H3.3.29)	三河湾地域リゾート整備構想 82,000ha / 8,000ha / 6地区
29	山梨県 (H3.3.29)	山梨ハイベストリゾート構想 155,000ha / 17,000ha / 6地区
30	鳥取県 (H3.3.29)	鳥取中央地域リゾート構想 169,000ha / 20,000ha / 7地区
31	沖縄県 (H3.11.28)	沖縄トロピカルリゾート構想 226,000ha / 29,000ha / 10地区
32	鳥取県 (H3.12.4)	ふるさと大山ふれあいリゾート構想 147,000ha / 15,000ha / 8地区
33	佐賀県 (H3.12.4)	歴史と自然のパノラマさがりリゾート構想 175,000ha / 25,000ha / 8地区
34	山形県 (H3.12.4)	蔵王・月山地域リゾート構想 179,000ha / 26,000ha / 9地区
35	高知県 (H3.12.4)	土佐浜街道リゾート構想 143,000ha / 20,000ha / 7地区
36	茨城県 (H4.9.3)	茨城・きらめき・リゾート構想 176,000ha / 12,000ha / 6地区
37	鹿児島県 (H4.10.14)	鹿児島サン・オーシャン・リゾート構想 167,000ha / 25,000ha / 9地区
38	静岡県 (H5.2.16)	にっぽんリゾート・ふしの園構想 165,000ha / 28,000ha / 11地区
39	山口県 (H5.2.22)	ササノセト・サンシャインリゾート構想 35,000ha / 9,000ha / 4地区
40	岡山県 (H5.3.30)	岡山美作リゾート構想 163,000ha / 13,000ha / 11地区
41	徳島県 (H6.3.30)	ヒューマン・リゾートとくしまの海と森構想 157,000ha / 21,000ha / 8地区
42	北海道 (H10.1.29)	北海道ニセコ・羊蹄・洞爺周辺リゾート地域整備構想 328,000ha / 14,000ha / 7地区

これまで41道府県42基本構想が作成。
12県12基本構想が廃止され、
現時点では29道府県30基本構想が存在。



政策評価を踏まえた基本方針の見直し

国土交通省による政策評価(平成15年3月)

- ・現時点のニーズも踏まえて、特定施設・重点整備地区・基本構想自体の廃止や削除も含めた再検討等の必要がある。

総務省による政策評価(平成15年4月)

- ・本政策をこれまでと同じように実施することは妥当ではなく、社会経済情勢の変化も踏まえ、政策の抜本的な見直しを行う必要がある。
- ・そのためには、まず、主務大臣が定める基本方針及び道府県の同意基本構想の徹底した見直しを行う必要がある。
- ・同意基本構想の見直しについては、道府県において政策評価を行うことが望ましい。

主務大臣による基本方針の見直し(平成16年2月)

【概要】

03

都道府県の現行の基本構想の抜本的な見直し

- ・これまでの整備について政策評価を行い、現行の基本構想を抜本的に見直す。
- ・特定地域全体として実現性が見込まれない場合には、基本構想は廃止する。

時間管理概念の導入・徹底による着実な進行管理

- ・基本構想において、目標時期を明示するとともに、利用者数、雇用者数等の指標を国民生活に直接結びつく政策目標として明示する。
- ・工程を明らかにした上で、時間管理概念を持って計画的に整備を進める。

基本構想の適時・適切な見直し(チェック機能の強化)

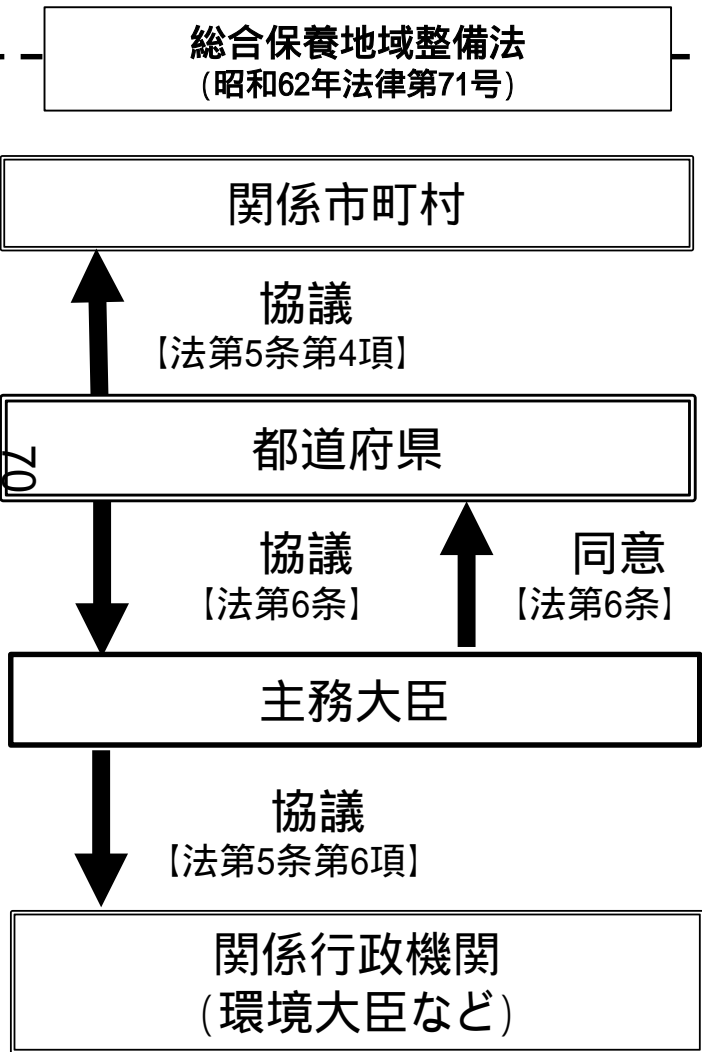
- ・今後も政策評価を行い、基本構想を適時・適切に見直す。

ソフト面の一層の充実及び地域間交流促進

- ・自然体験、農林漁業体験等の指導や、地域の自然や歴史、文化等の紹介が適切に行われるよう、人材の育成等に努める。

基本構想の廃止に係る関連規定

主務大臣の同意を受けた基本構想廃止の手続きに係る関連規定



主務大臣同意後は都道府県による公表
【法第5条第7項】

総合保養地域整備法第一条に規定する整備に関する基本方針
(平成16年2月 総務省、農林水産省、経済産業省、国土交通省告示1号)

- ・これまでの整備について政策評価を行い、現行の基本構想を抜本的に見直す。
- ・特定地域全体として実現性が見込まれない場合には、基本構想は廃止する。

総合保養地域整備法に基づく基本構想を廃止する場合の
手続きについて
(平成17年4月7日 国土交通省都市・地域整備局 地方振興課)

- 基本構想廃止の場合に提出していただく書類
- ・廃止を決定するに至った理由・考え方
- ・廃止を決定するまでの当該道府県内における手続き (政策評価結果の概要、第三者委員会等での検討内容)
- ・関係市町村・民間事業者等との調整状況
- ・行政から金融上の支援を受けて整備された特定施設に係る債務の弁済状況及び残余債務の取扱い方針
- ・各特定施設又はその予定地の今後の取扱い

検討の方向性

提案事項

総合保養地域整備基本構想に関する主務大臣協議の廃止等

提案概要

総合保養地域整備基本構想について、主務大臣への協議を廃止する等、廃止手続きを簡素化する。

第1次回答



総合保養地域整備法は、ゆとりある国民生活のための利便の実現、総合保養地域及びその周辺地域の振興を目的に昭和62年に制定されている。同法では、都道府県は関係市町村に協議した上で基本構想を作成することとされている。また、基本構想について、主務大臣（総務大臣、農林水産大臣、経済産業大臣及び国土交通大臣）に協議し、同意を得ることができるとされているが、現在の基本構想は全て主務大臣の同意を得ているところ。

市町村や主務大臣の同意を得られた基本構想の廃止にあたっては、

- ・適切な政策評価が実施されているか、関係市町村や民間事業者等との調整が十分に行われているか等の廃止に至るまでのプロセス
 - ・都市計画や農業振興地域整備計画に基づく地区指定への影響や、廃止後の環境への配慮をどのように行うか等
- 基本構想廃止の影響

を確認するため審査が必要である。

このため、政策評価を行った上での主務大臣協議は必要な手続きと考えている。

なお、現在までに12の基本構想が主務大臣の同意を得て廃止されている。

追加回答

基本構想の廃止に当たり、主務大臣協議は引き続き必要な手続きと考えているが、道府県に提出を求める書類について、基本構想の実現性が見込まれないことを確認するために最低限必要な書類に限るなど、廃止手続きに係る自治体の負担軽減について検討してまいりたい。

參考資料

総合保養地域整備法の規定

- 基本構想の変更(廃止を含む)に当たっては、都道府県においては以下の対応が必要。
 - 主務大臣に協議し、その同意を得なければならない。
 - 関係市町村に協議しなければならない。
 - 主務大臣の同意を得たときは、遅滞なく、これを公表するよう努めるものとする。

73

総合保養地域整備法(昭和62年法律第71号) (基本構想の作成等)

第五条 都道府県は、基本方針に基づき、当該都道府県内の地域であつて第三条各号に掲げる要件に該当すると認められるものについて、第一条に規定する整備に関する基本構想(以下「基本構想」という。)を作成し、主務大臣に協議し、その同意を求めることができる。

(中略)

- 4 都道府県は、基本構想を作成しようとするときは、関係市町村に協議しなければならない。
- 5 主務大臣は、基本構想が次の各号に該当するものであると認めるときは、その同意をするものとする。
 - 一 その基本構想に係る地域が第三条各号に掲げる要件に該当し、かつ、基本方針に適合するものであること。
 - 二 第二項第二号から第五号までに掲げる事項にあつては、基本方針に適合するものであること。
 - 三 その基本構想に係る第一条に規定する整備が当該特定地域及びその周辺の地域に対して適切な経済的効果を及ぼすものであること。
 - 四 その他基本方針に照らして適切なものであること。
- 6 主務大臣は、基本構想につき前項の規定による同意をしようとするときは、環境大臣その他関係行政機関の長に協議しなければならない。
- 7 都道府県は、基本構想が第五項の規定による同意を得たときは、遅滞なく、これを公表するよう努めるものとする。

(基本構想の変更)

第六条 都道府県は、前条第五項の規定による同意を得た基本構想を変更しようとするときは、主務大臣に協議し、その同意を得なければならない。

2 前条第四項から第七項までの規定は、前項の場合について準用する。

総合保養地域整備法第一条に規定する整備に関する基本方針の規定

基本構想の廃止に関して、序文において以下のとおり規定。

1. 道府県において、これまでの総合保養地域の整備について政策評価を行い、同基本構想を抜本的に見直す必要がある
2. 見直しの結果、特定地域全体として実現性が見込まれない場合には、同意基本構想は廃止するものとする。

4 (序文)
総合保養地域整備法(昭和六十二年法律第七十一号)に基づき、各都道府県において同法第一条に規定する整備(以下「総合保養地域の整備」という)が進められ、国民の余暇活動の充実や地域の活性化に一定の効果をあげてきている。
一方で、社会経済情勢の変化により企業の開発意欲が減退したこと、国民の滞在型余暇活動に対する潜在的需要が顕在化しなかったこと等のため、同法第五条第一項の規定により作成され、同条第四項の規定による同意を得た基本構想(同法第六条第一項の規定による変更の同意があったときは、の変更後のもの。以下「同意基本構想」という)に位置付けられた特定施設の整備は予定どおりには進んでいない。
また、周遊視察型の余暇活動の減少、スキー・ゴルフ・テニス人口の減少、体験型の余暇活動に対するニーズの高まり等、余暇活動について質的な変化も生じており、こうした動向をとらえて、地域住民や地元の民間企業の発想も取り入れた様々な創意工夫を凝らした取組により成果をあげている事例もでてきている。
このような社会経済情勢の変化を踏まえ「総合保養地域整備法第一条に規定する整備に関する基本方針(以下「基本方針」という)を今般変更するものである。今後は、本基本方針を指針として、各都道府県において同意基本構想の抜本的な見直しが進められ、国民のニーズに対応し、真に地域振興に寄与する多様性のある総合保養地域の整備が促進されることが期待される。
第一に、現行の同意基本構想の廃止を含めた抜本的見直しである。都道府県において、これまでの総合保養地域の整備について政策評価を行い、同意基本構想を抜本的に見直す必要がある。見直しにおいては、特定施設や重点整備地区のニーズを再検討し、絞り込みを含めた整備の重点化を図るとともに、ソフト面の一層の充実を行うことにより、同意基本構想の実現性を高めることが重要である。
見直しの結果、特定地域全体として実現性が見込まれない場合には、同意基本構想は廃止するものとする。
(以下略)

総合保養地域整備法に基づく基本構想を廃止する場合の手続きについて

(平成17年4月7日 国土交通省都市・地域整備局 地方振興課)

- 1 同意基本構想の廃止の手続きは、基本構想の変更の1類型と介して、総合保養地域整備法第6条の規定に基づいて処理する。
- 2 同意基本構想の廃止について国に事前協議を行う場合には、別紙の資料をもって行う。

(別紙)

基本構想廃止の場合に提出していただく書類

75

1. 廃止を決定するに至った理由・考え方
2. 廃止を決定するまでの当該道府県内における手続き(政策評価結果の概要、第三者委員会等での検討内容)
3. 関係市町村・民間事業者等との調整状況
4. 関係法令との調整状況(例:総合保養地域整備法に基づく基本構想上の特定地域・重点整備地区であることを理由として土地利用規制についての処分を受けている場合、基本構想廃止によりどのような取扱いをすることになるのかが施設又は地区ごとにわかる資料)
5. 行政から金融上の支援(NTT - C など)を受けて整備された特定施設に係る債務の弁済状況及び残余債務の取扱い方針
6. 各特定施設又はその予定地の今後の取扱い

課税の特例(法第8条等)

- ・所得税、法人税の特別償却(国税) : **平成16年度廃止**
- ・特別土地保有税の非課税(地方税) : **平成18年度不延長**
- ・事業所税の非課税、減免(地方税) : **平成18年度廃止**

地方交付税の補てん(法第9条)

- ・固定資産税、不動産取得税の不均一課税による減収額を地方交付税で補てん：
平成15年1月適用終了

76

資金の確保(法第10条)

- ・政府系金融機関による低利融資 : **平成14年度廃止**

地方債の特例(法第13条)

- ・民間事業者に対する出資、補助等助成経費の地方債充当

農地法等による処分についての配慮(法第14条)

- ・本法による調整が調った施設については農地法等による処分について適切に配慮